

対象品目：全品目

規範項目

42

## 出荷時の適切な表示の実施

## 規範の必要性や背景

\*食品の表示は、消費者にとって、その食品の品質を判断し選択するために、なくてはならないものです。そのため、一般消費者向けのすべての飲食物品について品質表示基準が定められています。

JAS法に基づく品質表示基準は、生鮮食品品質表示基準と加工食品品質表示基準に大別され、生鮮食品であれば名称や原産地の表示が義務付けられています。また、玄米や精米、水産物、遺伝子組換え食品などの品質表示基準や、個別の食品に適用される品質表示基準が設けられています。

さらに、食品の表示は、JAS法による表示のほか、食品衛生法に基づく期限表示やアレルギー表示等、計量法に基づく内容量表示など、様々な法律で定められており、注意が必要です。

## 取組事項

○袋詰めされた玄米及び精米は「玄米及び精米品質表示基準」に基づき適切な表示を行うこと。その他生鮮食品については、「生鮮食品品質表示基準」等に基づく表示を行うこと。

○エコファーマーや特別栽培農産物(いばらきエコ農産物)、有機JASマークなど、認定等を受けたもののみが表示できるマークについては、それぞれの条件を遵守する。

## 解説

## ●法により義務づけられている食品の品質表示項目

## ・生鮮食品（農産物、畜産物、水産物）

『名称』『原産地』等

## ・袋詰めされた玄米及び精米

『名称（「玄米」「精米」「もち精米」「うるち精米（うるちを省略しても可）」「胚芽精米」の中からその内容を表す名称を記載）』『原料玄米』『内容量』『精米（調製）年月日』『販売者の氏名または名称、住所及び電話番号』を一括して表示します。

## ・加工食品

『名称』『原材料名』『内容量』『賞味期限（または消費期限）』『保存方法』『製造者等氏名または名称、住所』一括して表示します。

### \*原料原産地表示の義務がある加工食品

主な原材料(※)の『原産地』(22食品群+4品目)

(※)原材料に占める重量の割合が50%以上のもの(一部例外あり)

### \*アレルギー物質を含む食品の原材料表示

特定原材料(7品目)は必ず表示し、特定原材料に準ずるもの(20品目)については表示が推奨されています。

## ●生鮮食品の表示の例

### ①名称

その内容を表す一般的な名称を記載してください。

### ②原産地(農産物の場合)

国産品は都道府県名を記載してください。(市町村名や、その他一般に知られている地名を原産地として記載することもできます。)



## ●玄米及び精米の表示の例

### ①名称

「玄米」, 「もち精米」, 「胚芽精米」, 「うるち精米」(うるちを省略しても可)の中からその内容を表す名称を記載してください。

### ②原料玄米

産地, 品種及び産年が証明(国産品は農産物検査法, 輸入品は輸出国の公的機関等による)され, 単一原料使用のものは「単一原料米」と記載し, その産地, 品種及び産年を併記してください。

産地は, 国産品は都道府県名, 市町村名その他一般に知られている地名を, 輸入品は原産国名または一般に知られている地名を記載してください。

複数原料米等, 原料玄米の産地, 品種もしくは産年が同一でないか, または産地, 品種もしくは産年の全部もしくは一部が証明を受けていない旨を記載し, その産地及び使用割合を併記してください。

\*②-1 産地・使用割合は, 国産品にあつては「国内産△割」と, 輸入品にあつては原産国ごとに「〇〇(国名)産△割」と, 国産品及び原産国ごとの使用割合の多い順に記載してください。

\*②-2 未検査米であっても, 米トレーサビリティ法に基づき伝達された産地を, その事実に基づいて表示することができます。その場合, 産地のあとにカッコを付して「産地未検査」と記載します。玄米及び精米品質表示基準では, 未検査米の場合, 原料玄米が一種類であっても, 産地・品種・産年を記載できません。

### ③内容量

内容重量をグラムまたはキログラムで単位を明記して記載してください。

### ④精米年月日

玄米は原料玄米を調製した年月日を, 精米は原料玄米を精白した年月日を記載してください。輸入品で調製・精米年月日が不明なものは, 代わりに輸入年月日を記載してください。

### ⑤販売者

販売者の氏名または名称, 住所及び電話番号を記載してください。表示を行う者が精米工場である場合は「販売者」に代えて「精米工場」と記載してください。

1 全部検査米で同一の産地、品種、産年のもの場合（単一銘柄米）

① 名称	精 米		
② 原料玄米	産 地	品 種	産 年
	単一原料米 茨城県 あきたこまち 24年産		
③ 内 容 量	5kg		
④ 精米年月日	25.1.10		
⑤ 販 売 者	〇〇米穀株式会社 水戸市笠原町978-6 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇		

②-1

国内産検査米と未検査米を混合したものの場合

名 称	精 米			
	産 地	品 種	産 年	使用割合
原 料 玄 米	複数原料米			
	国 内 産			10割
	(茨城県	コシヒカリ	24年産	5割)
	(栃木県	コシヒカリ	24年産	4割)
(	未検査米		1割)	

②-2

国内産未検査米のみを使用したものの場合

名 称	精 米			
	産 地	品 種	産 年	使用割合
原 料 玄 米	複数原料米			
	国 内 産			10割
	(	未検査米		10割)

●その他

- ・有機農産物や特別栽培農産物など，一定の基準に基づく表示（表示票，マーク等）を行う場合は，それぞれの使用基準や表示条件を確認の上，適切に行いましょう。
- ・用途限定米穀は，包装等にその用途ごとに定められた用途を表示してください。

◆参考情報

- ・農林水産物，加工品等，食品の表示方法は農林水産省のホームページに詳細が記載されています。定期的に最新情報を確認し，表示が適切であるか確認しましょう  
<http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html>(食品表示とJAS規格/農林水産省HP)
- ・食糧法遵守事項の概要（農林水産省HP）  
<http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/zyunshu/index.html#PageAnchor03>
- ・エコファーマー，特別栽培農産物について(茨城県産地振興課エコ農業推進室HP)  
<http://www.pref.ibaraki.jp/nourin/econou/>

◆関連法令等

- ・農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)
- ・食品衛生法
- ・計量法
- ・景品表示法
- ・健康増進法

\* いずれも総務省HP 法令データ提供システムで入手可能)